

私の

育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分(多胎出産の場合は18か月分)の会費免除を行っていますが、会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

No.

35

制度を活用したコロナ禍の育児

女性会員(63期)

第二子出産後、2020年4月に事務所に復帰しました。保育園に関しては、区の状況改善と兄弟加点があったため、長男のときのような保活地獄はなかったものの(長男のときは、認可園で全滅し、認証園も2桁程回ってようやく区外の認証園に希望の1か月遅れで入れたため、復職もその分遅れました。激戦区については早めの情報収集、特に要綱の熟読と、行動をおすすめいたします。個人事業主は点数が低い自治体もあります。今回は勝手が分かっていたので、認可園に入れそうな目途は立ち、認証園を早めに押さえ、ある程度の安心感をもって認可園発表を待つことができました)、今回は新型コロナウイルスの蔓延でとても苦労しました。

復帰直前の3月13日に1回目の緊急事態宣言が発令され、4月の入園後も登園自粛要請が続き、他の新入園児の保護者さんは育休延長をされる方

が多く、我が子が先生方を独り占めする日も多かったです。そして、4月22日、保育園が休園してしまい、その前日・前々日も登園しないよう事実上要請され、途方に暮れました。

その中での工夫、といえるか分かりませんが、我が家は夫婦ともに個人事業主で、休業に伴う補償等も(後には持続可給付金の支給等が発表されたものの)見込めなかったため、仕事を休むことは難しく、シッターさんをお願いすることにしました。

といっても、普段お願いしているシッターさんがいるわけではなかったので、登録手続きや実際の利用日程調整が素早くできるインターネットでのマッチングサービス等も利用して、なんとかお願いできる方を探す毎日でした(区のファミリーサポートには登録していたのですが、感染症で利用場面が大幅に制限されており、利用できませんでした)。できれば同じ方に続けてお願いしたかったのですが、直前の予約となってしまったため、日程が合う方を日ごとをお願いする形になりました。費用負担は大きかったです。内閣府ベビーシッター割引券¹が個人事業主でも利用できるようになったため、ほぼフル活用させていただきました(実は、利用できる金額を誤解しており、想定よりも大分自腹額が大きくなってしまったのですが…)。

という次第で、2回目の育休からの復帰時は、コロナ禍に振り回されつつ、外注や公的な資金補助も利用することで乗り切りました。



1: 内閣府の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業では、公益社団法人全国保育サービス協会が実施事業者となり、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部の助成が行われています。詳細は内閣府のホームページ等をご確認ください。